



写真-1 京見橋から JR 山陽本線・夢前川橋梁を撮影（令和6年4月）

■ 堤内側にも橋桁が伸びる JR 山陽本線・夢前川橋梁

写真-1 は、令和 6（2024）年 4 月上旬に一般県道 415 号と久今宿線の京見橋から夢前川※¹（ゆめさきがわ）および JR 山陽本線・夢前川橋梁を撮影したものです。

この橋梁は 12 径間の鈹桁橋で、写真-2 のように 2 本架けられています。上流側の古い橋梁は、山陽鉄道（私鉄）によって、明治 22（1889）年 11 月 11 日に姫路駅～竜野駅間が延伸開業する頃に架けられたものです。

その後、明治 39（1906）年 12 月 1 日の山陽鉄道国有化を経て、大正 6（1917）年 12 月 5 日に英賀保駅～網干駅間が複線化する際に下流側に新橋が架けられています。

写真-1 を見るとわかるように、12 径間のうち堤外には 6 径間しか見えません。残りの 6 径間は堤内（右岸 2 径間、左岸 4 径間）にあります。これは、昭和 35（1960）年に工事着手した夢前川整備事業により、川幅が大幅に縮小されたことによるものです。



写真-2 JR 山陽本線・夢前川橋梁

※¹ 夢前川：大正 6（1917）年 3 月 5 日に横関道路橋（現・書写橋）から下流が旧河川法に基づき準用河川に認定されている。その後、昭和 5（1930）年 3 月 31 日に佐中川合流点まで準用河川を延長している。昭和 40（1965）年 4 月 1 日、新河川法施行に伴い二級河川に自動指定された。



写真-3 左岸堤内側の夢前川橋梁



写真-4 右岸堤内側の夢前川橋梁

■ 整備以前の夢前川中下流部の状況

その昔、夢前川は「播磨の人とり川」といわれ、旅人はこの川を無事に渡り終えると、そのことをふるさとへ便りしたといひます。平素は水がなく、そおけ川（竹ざるのように河床に水がたまらない川）ですが、ひとたび増水すると上流から層をなし、段をつくって一瞬にして川全体を濁流が覆うのだそうです。

夢前川は、流域面積や降雨量の割に非常に広い川幅を有していて、災害も局地的に発生する程度であったことから国庫補助により事業化するとしても緊急性が低く、採択されるのは難しかったようです。特に、書写橋から河口まで約 11km の区間は川幅も広く、大河川の様相を呈していて原始的な状態の所が多く、従来より砂利採取場となっていました。昭和 30（1955）年代には極度に乱掘されて、河床は荒れ流れも乱れて蛇行状態となったことから、砂利採取は禁止となりました。

写真-5 は、昭和 22（1947）年に米軍が撮影した夢前川中流域の空中写真です。広い川幅の中を流路が曲がりくねっているのがわかります。

■ 夢前川改修の本当の狙いは？

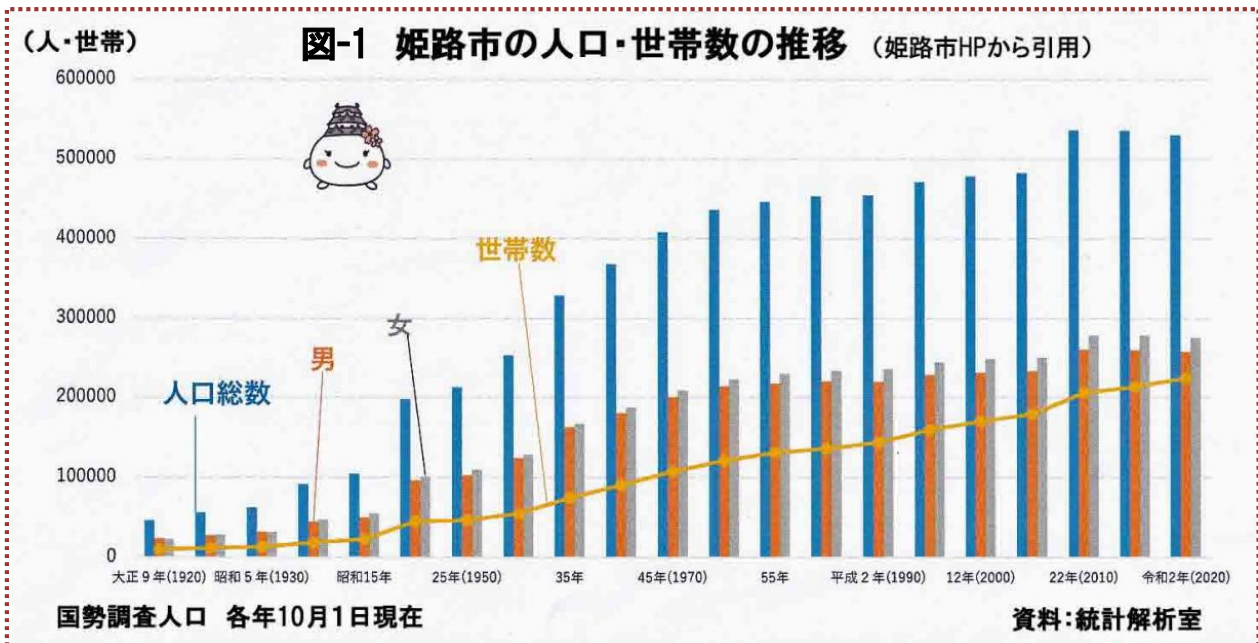
姫路市は、昭和 28（1953）年 10 月以降、昭和 34（1959）年 1 月に至る間、十数回にわたり国および県に対し河川改修の陳情をしてきましたが、上述のように他河川に比べて治水対策の緊急性が認められないことから優先順位は低く、数年のうちに建設省（現・国土交通省）所管治水事業の国庫補助対象となることは極めて難しい状況でした。建設省としては、優先度の高い川から事業化しており、夢前川の事業化は 14 年後になる見通しとのことでした。

これは、ある意味当然の成り行きで、緊急性の高い河川を差し置いて夢前川を優先的に改修する理由は見つかりません。姫路市の思惑は別のところにあったと思わざるを得ません。

姫路市を中心とする播磨臨海地域は、化学・鉄鋼などの工場が立地し、工場の新增設が盛んに行われるようになり、人口も急増していることから住宅地の大規模需要に直面し、住宅不足の解消は切実な政治課題となっていました。



写真-5 書写橋下流の夢前川の状況



■ 河川改修と宅地造成・地域開発を併せて行う一石三鳥の妙案？

このような状況の中、姫路市は荒廃の著しい夢前川の流路を整正し、災害の発生を防止するとともに、河川整備で生じた廃川敷を造成し、宅地分譲することで得られた収益によって河川改修費を賄うという手法を立案し、これを国や県の補助は受けず、市単独事業として実施することとします。この方式は、大正末期に武庫川で採用された手法に似ています。武庫川では、本川下流部を拡幅改修するとともに派川の枝川・申川を廃川とし、廃川敷を埋め立てて住宅地として売却し、その収益を河川改修費などに充当しました。

ただ、武庫川の場合は、河川改修および関連する阪神国道建設も管理者および事業者は県でした。しかし、夢前川の場合は事を起こそうとするのが姫路市なので、まずは夢前川を管理する県、更には建設省と協議する必要があります。

昭和34（1959）年2月26日、石見（いわみ）元秀姫路市長（石見利勝前姫路市長のお父さん）はじめ関係者一行が上京し、建設省河川局長以下関係官全員が出席する会議にて、事業の必要性や措置方法などについて説明し、結論として、夢前川は準用河川であるが特別のケースとして姫路市において事業執行し、河川整備による治水対策、住宅と造成、地域開発の一石三鳥の目的を達成すべきであり、極めて有利有効な事業であるとの基本的な了解が得られました。

これを受けて同年3月、石見市長から「夢前川改修構想」が発表されます。この構想は、「河川改修と合わせて不要な河川敷（とは思いますが）を埋め立てて大規模な宅地を造成し、治水と宅地造成の二つの目的を同時に達成することを目指すユニークなもの」と『姫路市史・第六巻』に記されています。

■ 河川整備計画策定までの主な流れ

計画策定に係る法手続きについても議論があったようですが、最終的に「河川整備計画（新河川法第16条の2に規定する河川整備計画ではない）は、河川行政監督令に基づき全体計画の建設大臣認可を取り、河川工事は低水路整備を区分ごとに、河川法（旧法）により出願施工し、工事完了後の区域を追って公有水面埋立法による埋立出願をする。」ことになりました。

具体には、河川法（旧法）上の手続きは、第17条^{*2}および第19条^{*3}によるものとし、公有水面埋立の手続きは、不供公共用地（国有地）の無償払い下げを受けて姫路市所有になってから出願するものです。

なお、夢前川の河川整備計画については、昭和35（1960）年11月24日付で建設大臣より県知事に対して認可が下り、これを受けて同年12月1日付で県知事から姫路市長に河川工事施行許可がなされています。

計画策定に係る関係機関との協議の主な経緯は、以下のとおりです。

・昭和 34 (1959) 年 2 月 26 日における建設省の基本的理解を受け、姫路市は改修計画に必要な基本調査に十分な検討を加え、基本的な計画高水流量※4 を決め、同年 11 月原案として事業費約 10 億円、事業期間 5 ヶ年、造成土地約 20 万坪の全体計画書を作成しました。

・同年 12 月 3 日に姫路市建設局長が上県し、兵庫県土木部河川課長に対して夢前川整備計画書により事業の必要性を説明、兵庫県においてもこの趣旨を理解して直ちに計画案の検討を開始することになります。

・昭和 35 (1960) 年 1 月、夢前川整備事業（特別会計・市単独事業）として次年度予算に計上します。

・同年 1 月 14 日、事業の基本である治水計画の策定が急がれ、高水流量並びに断面決定計画書を作成し、建設省河川局治水課に説明の上、提出しました。治水課としては、土地造成を主とする河川整備であり、川幅を狭める点について他河川に例のないことから、この計画並びに計算書は十分な検討を加える必要があると極めて慎重な態度をもって対処します（当然です）。

・同年 3 月、姫路市議会で昭和 35 (1960) 年度予算が議決される。

・同年 6 月 1 日、建設省に改修計画の修正案を提出する。

・同年 7 月末、再度、県と共に建設省協議

・同年 10 月、二度にわたる事前協議で了承が得られたことから、建設省に対して直ちに認可申請することとする。

※2 旧河川法第 17 条：左二記載スル工作物ヲ新築、改築若ハ除却セムスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クヘシ（以下略）

※3 旧河川法第 19 条：流水ノ方向、清潔、分量、幅員若ハ深浅又ハ敷地ノ現状等ニ影響ヲ及ホスノ虞アル工事、営業其ノ他ノ行為ハ命令ヲ以テ之ヲ禁止若ハ制限シ又ハ地方行政庁ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

※4 計画高水流量：当初案は京見橋地点で $880\text{m}^3/\text{s}$ だったが、建設省協議で $960\text{m}^3/\text{s}$ に改める。なお、現行の夢前川水系河川整備基本方針の基準点（国道 2 号夢前橋）流量は $1,400\text{m}^3/\text{s}$ 、整備計画では年超過確率 1/30 規模の洪水を安全に流下させる流量として $1,100\text{m}^3/\text{s}$ と定められている。



図-2 夢前川中流部の地図

■ モノローグ

夢前川の河川改修と宅地造成・地域開発を併せて行う一石三鳥の計画は、過去にも武庫川などで行われており、社会的要請や財源などを考えるとやむを得ない部分もあると思いますが、河川行政に長く携わってきた筆者には「改修によって川幅を半分に以下にする」のはかなりの抵抗感があります。

建設省協議においても、河川局長が基本的に了解した案件なので治水課の担当レベルでは「No」と言えず、「川幅を狭める点について他河川に例のないことから、(中略)極めて慎重な態度をもって対処します。」と言うのが精一杯の抵抗だったと思います。

ただ、通常であればいきなり河川局長が出席する会議で説明するなんて今のご時世ではありえません。大手前通り(当時の通称「50m 道路」)をはじめとする幹線道路の整備や山陽姫路駅の高架乗り入れ、国鉄姫路駅の建設など、現在の姫路市の基礎となる事業を成し遂げた石見元秀市長の手腕に負うところ大なのでしょうか。もし局長が「No」と言ったらそれでおしまいなので十分に根回しをしていたはず。残念ながら『無限への指標～姫路市夢前川整備事業完工誌』にその辺の裏話は書かれていません。

モンシロチョウ(紋白蝶)

シロチョウ科モンシロチョウ属に分類され、身近な環境でよく見られるチョウである。日本では、成虫が3月頃から10月頃まで長い期間にわたって見られ、年に4～5回ほど発生する。幼虫の食草はキャベツ・ハクサイ・ブロッコリーなどのアブラナ科植物である。日本のモンシロチョウは、奈良時代に大根の栽培と共に(モンシロチョウの卵が大根の葉にくっついて)移入されたと考えられている。アブラナ科の農作物の葉を食べることから人間にとっては害虫で、放置すれば葉が葉脈だけになる。一部がかじられた野菜は、有機農業の目印として見られることもある。



写真-6 菜の花で吸蜜中のモンシロチョウ
(姫路市書写の夢前川堤防で撮影)

【参考資料】

- 1 『姫路市史・第六巻 本編 近現代3』 姫路市史編集専門委員会編 平成28年2016年3月
- 2 『兵庫の河川事業50年のあゆみ』 兵庫県土木部河川課編 平成3年3月
- 3 『姫路市の統計情報～人口・世帯数の推移』 姫路市HP
<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/cmsfiles/contents/00000004/4583/2024jinko.pdf>
- 4 『無限への指標～姫路市夢前川整備事業完工誌』 姫路市都市局編 昭和58年3月
- 5 『山陽本線、石見元秀、モンシロチョウ』 フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

※発行：令和6(2024)年12月 『ひょうご水百景』No.211

改訂：令和8(2026)年 8月 『ひょうご水百景』No.211